#### 様式第十一(第二十八条関係)

#### 権利変換計画書

(一) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地又は施設建築物 に関する権利を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

横 利					9 80710		0 1. V	,																												
施設建築		権		利		者									日			$\mathcal{O}$	権		利	の	<u></u>	犬	況		権	利	変換	與期	月	後の				
敷地又は 施設建築物の一部について配する権の発生地を除る。)、信地権者しくは建築物の一部について配する権利を対した。   大名   住   氏名   住   氏名   住   氏名   住   大名   住   大名   大名   大名   大名   大名	北台手門	油箱						施設	建築	敷地	又は施設	建築物に	.関す	る権	利を	与え	られ	るこ					<u> </u>	Lih A	. <del>ተ</del> ተ ግኮ <del>ተ</del> գ	= 77 13	+/- =	л 7 <del>1</del>	+/- =	:л. 7 <del>-1</del> -			施設	建築勇	效地又	は施
版設建築物の一部について置偶			+/ <del></del> ÷n.	7-1-1-1-1-1-1-1				لح ط	:なる	者の領	宅地(指定	官宅地を	除く。	, ),	借地	権若	しく	は建	1	宅地.	、借均	也権									権	利の	設建	築物に	こ関す	る権
施設					施設	建築物	匆の一																								/III					
物に関する権利を   情報を与えられることとなる   者居住権を与えられることとなる   者   在   地   権   地   車   車   車   車   車   車   車   車   車																					<u> </u>					発記に										
Sample   Contained   Conta															₩E   1		1 142		'	ш нх			係.	る権利			るす	雀 利	権利	J	1-5/4	JT 14X				*> 77.
5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5								(1日)		四乙例	· \ 0 / (C)	付りる歴	来10						空	供	建		梅	梅			梅	梅	梅	梅	ケク	協 価			主小门	
S	与え	られ	られる	ること		ے ک لو	C 44 3												-L	IH	Æ		作臣	作臣	<del> </del> 左手	1 4, 右	作臣	作臣	7年	作臣			作臣	作臣	松山	t. <del>+</del>
KA   住   氏名   住   大名   住   大名   住   大名   大名   大名	るこ	とと	とな	る者	18			2	宅 坩	也	借均	也権		建	築	物															元 /二					
氏名 住 氏名 住 氏名 住 氏名 住 所 地 地 地 地 地 地 地 世 体 所 企 本 所 地 地 世 性 地 世 世 日本 </td <td>なる</td> <td>者</td> <td></td> <td>1.16</td> <td>地</td> <td>築</td> <td></td> <td>±11</td> <td>±11</td> <td>9 5</td> <td>有</td> <td>±.ii</td> <td>±11</td> <td>±.il</td> <td>±11</td> <td>建‴</td> <td>建 額</td> <td>±Cı1</td> <td>±.ii</td> <td>9 5</td> <td>有</td>	なる	者																	1.16	地	築		±11	±11	9 5	有	±.ii	±11	±.il	±11	建‴	建 額	±Cı1	±.ii	9 5	有
Yt   Yt   A称   A		1 /2-	T 4	/ <del> </del>	п	/ <del>}</del> -	nt n	=r	Life	Life	111. Isl. 16a	711. Let 1.64	=r	<del></del>	ш	T-##:	フゴ		地				朳	和J	п	/ <del> </del> -	利	利	利	利	築	築	利	不归	I	/ <del>} -</del>
Yt   Yt   A称   A	氏名	1土		土	氏	土	加加	PIT	地					豕	用	愽	延			+4=	H-/rn				氏	土					敷額	物の			氏 名	土
							者	右			の目的	の目的								惟	190				名						抽	に				
							居	مدا			となつ	1 2.		艮		造	~"	備考	の			計	0	0	^ <b>Д</b>		$\mathcal{O}$	0	0	0	1.7	盟		0		
			714				住	及			ている	となつ		产			,			$\mathcal{O}$	$\mathcal{O}$				又						甲甲	大概				
	又は		713									アルス				$\mathcal{O}$															113/1				又は	
								Q,			毛地の	الله الله		釆			丽		価	/111	/TT*		種	内	は		種	内	種	内	9	5	種	内		
<sub>2称</sub>     名称							仔	44h			所在及	毛地の		ш		概	Щ			1曲	1曲				Þ						る算	権界				
石林 所 名 所 間 番目積 在号途要積 額額額額額額額額額額   1<	to the		名称				加加	TIE			び地番	面積													1/1						権	利			h 14	
	名例	所		所	名	所	間	番	目		_ , .		在	号	涂	要	積		額	額	額		類	容	称	所	類	容	類	容	利額	の額	類	容	名 / 小	所
		1		//		//	1							Ť		-,	123		.,,	12.	12.										1 7 12	1				//
																																		++		
																																1				
																																1		+		
																																1				
																									-											
																																1				
																																1				

(二) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は施設建築物の一部についての借家権を与えられない者に関する事項

		築敷	施診	g建築 <u>.</u>	敷地岩	iしく!	は施記	<b></b>	物に	関する	権利又	は借家権	室を与え	られない	ハ者が失	とう 宅地	(指定宅	地を除	⟨∘⟩,	建築物	又は権	利					地(指定 の価額		除く。)	、建築
		くは築物									権利又は借家権を与えられない者が失う宅地(指定宅地を除く。)、建築物又は権利     権   利     借家権										宅	建								
		条物る権															借家	権												
利権	又は	借家 えら		宅 均	<u>†</u>		建	築	物		借	地 権	賃借格	室の目的	となつ	ている建	基築物	配偶る建築	者居住林 築物	権の目的	的となっ	つてい	そのf 利	也の権	l tile	築	ħ	権利の価	額	
		住	所	地	地	所	家	用	構	延	借地	借地	所	家	用	構	延	所	家	用	構	延	権	権	地		借	借	そ	
氏	名		在						造		権の目的、	権の目的				造					造		利	利		物	地	家	の他	
$\nabla$	は		及				屋		0	ベ	とってる	となって		屋		0	~~		屋		Ø)	ベ	<i>の</i>	<i>O</i>	の	の	権	権	の権	計
	14		び				番			面	宅地	いる		番			面		番			面			価		の	0	利	
名	称		地						概		の所在及び地	宅地の面				概					概		種	内		価	価	価	の価	
		所	番	目	積	在	号	途	要	積	番	積	在	号	途	要	積	在	号	途	要	積	類	容	額	額	額	額	額	

## (三) 組合の参加組合員に関する事項

参	加	組	合	員			施設	建築	敷地	に関	するホ	霍利					施	<b></b> 投建	築物に	こ関す	<sup>-</sup> る権	利		
氏名	又は名称	住		所	権	利	の	種	類	権	利	の	内	容	権	利	の	種	類	権	利	の	内	容

## (四) 特定事業参加者に関する事項

特	定	事	業	参	加	者			施部	建築	敷地	に関	する柞	<b>雀利</b>					施診	ひ 建築	物に	関す	`る権	利		
氏名	又は名	称	住			所	権	利	D	種	類	権	利	0	内	容	権	利	D	種	類	権	利	0)	内	容

(五) 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利のうち(一)、(三)及び(四)以外の部分の明細、その帰属並びにその管理処分の方法

施設建築する権利	敷地に関	施設建築する権利		施設建築	築敷地又は施設建	築物に関する	権利の帰属	譲渡し	管 理 スは賃貸し	処	テ の 又は賃借り	方 法	
, 31214		, <u>G</u>   E   4		施設建築敷	地に関する権利	施設建築物	加に関する権利	の別	CIOAA	人の決定力			
権利の 種 類	権利の 内 容	権利の 種 類	権利の 内 容	氏名又は 名 称	住 所	氏名又は 名 称	住 所	施設建築 敷地に関 する権利	施設建築 物に関す る権利	施設建築 敷地に関 する権利	施設建築 物に関す る権利	その他	備考

(六)	権利	変換	の内	一次
(/ \ /	//田///	I >>> 1+3+-	<b>ソフド</b> '	11

- (七) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期
- (八) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名	称	延長又は面積	区	域	土地の帰属の相手方	備	考

(九) 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道路の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間	その他の条件の概要	  - 備	考
1 単 的 の 名 你	地上雅り弥和	地工権の滞傷	存続期間	その他の条件	VH	与

# (十) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

型士宣告外送の夕む	地上接の田如	地上按のほぼ	地上権の存続期間を	その他の条件の概要	/ <b>世</b> · <del>*</del>
都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	存続期間	その他の条件	備考

## (十一) 指定宅地又はその使用収益権を有する者で、これらの権利に対応して、個別利用区内の宅地又はその使用収益権を与えられることとなるものに関する事項

権	利 者	梢	<b>全</b> 禾	」 変	泛 換	期	日	前	の	権	利	0)	り	t i	兄				権利	」 変	換其	朝 日	後(	の権	利	の	状	況			
内の知はその	利用区 ア を を を を を を	収	益権	を与え	られ		その使 となる Q益権		はそ	三宅地 の 仮	き 用	の値つい	定用いの引	反益な の担(	権に 呆権	1	固別利	用区内	の宅均	也又は	その使	用収益	権	こと資産	えられ ことた その 程 算額	こる	はそにす	その( 有する	使用4	収益権 ととな	と地 を を なる を るる 権
	れるこ		宅 坩	<u>ħ</u>	仮	<b></b>	益権	備	宅	使用		権	権		利をする		宅	地		仮	<b></b>	É権	備	宅地	使用		権	権	権利有分		担保権等
氏名	住	所在	地	地	使用	使用 収益 権の	使用収益		地	収		利	利	氏名	住	個別利	所在	地	地	使用	使用 収益 権の	使用収益		Ø)	収益権		利	利	氏名	住	の登 記に
工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		及			収益	目となっ	権の目的と		0	益権	計	の	0	石又		用区内	及			収益	程的 と なっ	権の目的と		価 額	価価	計	の	の	2 又		係る権利
は		び			権の	なてる地の	なっ てい		価	が の		種	内	は		の宅地	び			権の	なてる地の	なっ てい		の概	額の		種	内	は		につ いて の必
名	<b></b>	地		***	種	所在び地番	る宅地の一番		ميريار م	価		W	4	名		の 区	地		T-tr	種	所在び地番	る宅 地の 面積	-t-v	算	概算		V.		名		要な定め
	所	番	目	積	類	地番	面積	考	額	額		類	容	称	所	域	番		. 積.	類	地金	即傾	考	額	額		類	谷	称	別	上の

## (十二) 施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

		個別利用区内の宅	地			管理処分	の方法	
		宅 地				譲受け人又は		
個別利用区 内の宅地の 区域	所在及び地 番	地目	地積	備考	譲渡し又は賃貸しの別	賃借り人の決定方法	その他	備考

# (十三) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

#### 備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添附すること。
- 2 施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築 敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となつている部分を明確にすること。
- 3 施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載 し、当該権利の対象となつている部分を明確にすること。
- 4 権利変換の内容には、権利変換期日後の権利の変換の熊様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、 従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、 従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には近に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となつている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に存する旨を付記すること。